

議第3号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い関係条例の整理を行うため制定しようとする。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年高山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>

(高山市情報公開条例の一部改正)

第2条 高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u> (第15条・第16条)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u> (<u>不服申立てがあった場合の手続</u>)</p> <p>第15条 <u>実施機関は、第11条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく、高山市情報公開審査会に諮問しなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u> (第15条・第16条)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第3章 <u>審査請求</u> (<u>審査請求があった場合の手続</u>)</p> <p>第15条 <u>第11条の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、第11条の規定による決定又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が不適法であるときを除き、遅滞なく、高山市情報公開審査会に諮問しな</u></p>

<p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該<u>不服申立て</u>に対する決定を行うものとする。</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第16条 前条第1項に規定する諮問に応じて審査するため、高山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該<u>審査請求</u>に対する決定を行うものとする。</p> <p>(情報公開審査会)</p> <p>第16条 前条第2項に規定する諮問に応じて審査するため、高山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>8～10 (略)</p>
--	---

(高山市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 高山市個人情報保護条例(平成12年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>不服申立てがあった場合の手続</u>)</p> <p>第25条 <u>実施機関は、第19条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。</u></p>	<p>(<u>審査請求があった場合の手続</u>)</p> <p>第25条 <u>第19条第1項の決定又は第12条、第13条若しくは第14条の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、第19条第1項の決定又は第12条、第13条若しくは第14条の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が不適法であるときを除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。</u></p>

<p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに<u>不服申立て</u>に対する決定を行うものとする。</p> <p>(審査会)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに<u>審査請求</u>に対する決定を行うものとする。</p> <p>(審査会)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>8～10 (略)</p>
--	---

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第24条・第24条の2 (略)</p> <p>第24条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項本文又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条・第24条の2 (略)</p> <p>第24条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～8 (略)</p>

(高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 高山市職員の退職手当に関する条例(昭和36年高山市条例第10号)の一部を次のよう

に改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消を申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額及び特別職の退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消を申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>

(高山市税条例の一部改正)

第6条 高山市税条例(昭和30年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

(高山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第7条 高山市消防団員等公務災害補償条例(平成16年高山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後

(異議申立)

第5条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は病気が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、異議申立をすることができる。

(審査請求)

第5条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は病気が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。